




各新聞など情報誌の記事をピックアップして掲載しています。
木のこと、経済、福祉、災害、エコ、住まいなど、色々な話題です。

令和6年 1 2月のHPきごころ通信 (先月の話題)

目次

- (1)  資材 値上がりゼロ 建設工事停滞、内需弱く
- (2)  自転車「ながら運転」に罰則 道交法改正、酒気帯びも
- (3)  「デジタル遺品」戸惑う家族 故人のスマホやパソコン

(1) 資材 値上がりゼロ 建設工事停滞、内需弱く

鉄鋼・木材・化学・・・急ブレーキ 賃上げ転嫁に壁

*鉄鋼や木材、化学製品など主要な産業資材 12 品目のうち、2024 年 10～12 月に値下がりを見込むものが 6 割弱となり、値上がりはゼロ。

*鉄鋼は 10 月に入り、主要な 3 品目すべてで約 1 年ぶりに流通価格が下落。

*H 形鋼は東京地区で 2% 下がりました。

*4～6 月は値上がりが 5 品目で値下がりゼロ。

*7～9 月は値上がり 3 品目で値下がり 2 品目。

*鉄骨造のオフィスの工事原価は 4 年間で 3 割上がりました。

(2024 年 11 月 2 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(2) 自転車「ながら運転」に罰則

道交法改正、酒気帯びも スマホ注視や通話、事故増加で

*自転車走行中の携帯電話使用（ながら運転）や酒気帯び運転に罰則を盛り込んだ改正道路交通法が 11 月 1 日、施行。

*自転車の交通違反には 2026 年から反則金制度も適用されます。

*ながら運転の罰則は、6 か月以下の懲役または 10 万円以下の罰金。

*事故を起こすなど実際に危険を生じさせた場合は、1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

*2018～2022 年の 5 年間にあったながら運転の事故は、計 454 件。

*2013～2017 年（計 295 件）の 1.5 倍。

*携帯電話使用中の死亡・重傷事故は、2024 年 1～6 月に 18 件発生。

*呼気 1 リットル中のアルコールが 0.15mm 以上の酒気帯び運転の罰則は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。

*飲酒運転をする恐れがある人に酒や自転車を提供した場合にも罰則を科しま

各新聞など情報誌の記事をピックアップして掲載しています。
木のこと、経済、福祉、災害、エコ、住まいなど、色々な話題です。

す。

*過去10年間の自転車事故のうち、酒気帯び状態の死亡・重傷事故率は29.5%。

*飲酒なし(15.9%)の約1.9倍。

*自転車絡み事故は、2023年は前年比約3%増の72,339件と4年連続で増加。

*交通事故全体に占める割合は23.5%。

(2024年11月2日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(3) 「デジタル遺品」戸惑う家族

故人のスマホやパソコン ロック解除・課金中止できず

*スマートフォンの持ち主が亡くなった後の「デジタル遺品」を巡り、パスワードなどに関する国民生活センターへの相談が目立ちます。

*「デジタル遺品」：故人のスマホやパソコンに残ったデータ、ネットで契約していたサービスなど。

*2023年、スマホでネットを使う60代は78.3%、70代は49.4%。

*万が一の際に遺族がパスワードを確認できるようにする必要があります。

*紙に記したパスワード部分を修正テープでマスキングして保管。

*家族だけが分かる言葉を記載。

*財産情報や死後の希望を記す「エンディングノート」を活用して情報をまとめる方法も。

*デジタル遺品が家族に知られたくない内容を含む場合も。

(2024年11月21日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

